

令和2年12月25日  
事務連絡

都道府県  
各指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
地域福祉課生活困窮者自立支援室

### 生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行等について

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）については、「生活困窮者住居確保給付金の支給期間の延長に係る今後の就労支援等について」（令和2年12月8日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室）において変更を予定している旨等をお示ししたところですが、本日生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第209号）（以下「規則」という。）が公布され、令和3年1月1日から施行することとされたところです。

これに伴い、住居確保給付金の支給期間の延長や様式の改正等を行うこととなりました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知を併せて行っていただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 一 生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の改正の概要

###### （1）住居確保給付金の支給期間の延長について（規則附則第5条第1項）

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一定の要件を満たす方であって、令和2年4月から令和3年3月までに新たに支給申請をした方に限り、支給期間を最長9か月から最長12か月へ延長することを可能といたしました。

自治体及び自立相談支援機関におかれては、令和2年4月分から受給を開始し、再々延長が必要な方の延長申請については、令和3年1月中に申

請・決定手続きを完了できるよう、相談対応を開始していただくようお願いいたします。

(2) 求職活動要件等について（規則附則第4条、附則第5条第2項）

規則第10条第5号における求職要件について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、要件を緩和しておりましたが、今般、受給者の状態像に応じ、令和3年1月から下記(1)(2)に示す求職活動及び就労支援を実施していただくこと、(3)の資産要件を満たすことを受給の要件とします。

(1) 当初・延長・再延長中（1か月目～9か月目）の受給者の求職活動要件

イ) 離職・廃業（規則第3条第1号）

①公共職業安定所への求職の申込み

②期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職（常用就職）を目指した求職活動

ロ) 休業等（規則第3条第2号）

①誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

(2) 再々延長中（10～12か月目）の受給者の求職活動要件

イ) 全ての受給者

①公共職業安定所への求職の申込み

②期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職（常用就職）を目指した求職活動

(3) 再々延長（10～12か月目）申請時における資産要件

再々延長を申請する方の資産要件については、（再々延長の）申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に3を乗じた額（当該額が50万円を超える場合は50万円）以下であることとします。

(3) 様式第一号の変更（規則様式第一号）

規則様式第一号（表面）について性別欄を撤廃する等の改正を行いました。

## 二 規則様式第一号について

規則様式第一号については、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）が令和2年12月25日に公布・施行され、様式第一号（表面）の同意欄について、申請者の記名押印又は署名を求めていたところ、申請者氏名の記名で足りることとし

ています。

一方、今般の規則改正においては押印等に係る当該様式の改正に加えて、様式第一号（表面）の性別欄を削除する等の改正を行っているところです。

つきましては、令和3年1月1日から、別添の様式をご活用いただくようお願いいたします。

なお、改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなします。

また、旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものといたします。

### 三 施行期日

令和3年1月1日